

## ほとんどの組合が自然災害発生時の対応を検討



## ——BLM産別・単組調査

JILPT調査・解析部が、「ビジネス・レーバー・モニター」を委嘱している産業別労働組合（産別）、企業別労働組合（単組）に対して自然災害への対応状況をアンケート調査で尋ねたところ、東日本大震災以降、産別ではほとんどの組合が自然災害発生時の対応について検討しており、ほとんどの単組で発生時の対応について会社と協議を行っていることが分かった。災害対応を専門とする会議体を持つ単組も多い。

本事業の正式名称は「ビジネス・レーバー・モニター調査」。モニターを委嘱しているのは、企業、業界団体、産別および単組で、モニター総数は現在、170組織以上。今回の調査では、単組35組織、産別25組織に調査票をメールで配布し、単組から11、産別からは8の有効回答を得た。なお、モニターとなっている単組はほぼ、大手企業労組で構成する。調査期間は、2016年8月29日～9月9日。

産別では、セラミックス連合、運輸労連、ゴム連合、電機連合、印刷労連、基幹労連、JAM、紙パ連合が回答を寄せた。

## 産別調査

## 5産別が対応を検討し、方針等も策定

東日本大震災の発生以降、自然災害発生時の対応について、産別内で何らかの検討を行ったか尋ねたところ、8産別中、7産別が「行った」と回答した（図表1）。

「行った」と回答した7産別に対し、検討の結果、産別としての対応方針や加盟組合への支援策など、何らかの方

針・政策等を策定したかどうか尋ねると、5産別が「している」、2産別が「していない」と回答した（東日本大震災以前から策定している場合は、「している」との扱い）（図表2）。

対応方針や支援策の具体的な内容を見ると、運輸労連では、産別本部事務所内に非常食を備蓄するとともに、大会議案書のなかに、「昨今の自然災害の多発を受け、事業場外で働く機会の多いトラック運輸産業の特性に鑑み、非常時の避難判断基準など、組合員の生命と安全を守るための具体的な対策

について、労使協議を重ねることとする」と明記した。

## 大手組合の労働条件取り扱いを加盟組合で共有

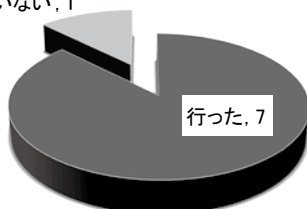
電機連合では、被災先への緊急カンパの実施のほか、自組織で持つ「地球・愛の基金」から見舞金を拠出したり、震災関係について政党・経営団体と意見交換を行っている。労働条件関連への対応としては、震災に対する大手組合の労働条件の取り扱いや震災時におけるワークルールを加盟組合に紹介している。共済関係でも特別対応しているという。

印刷労連は、運動方針のなかに、自然災害への対応を明記した。JAMは、自然災害によって組織（企業）に被害があった場合は即座に見舞金を支給する規定等を整備した。紙パ連合は、被災者に対する義援金を送っている。

図表1 東日本大震災の発生以降、自然災害発生時の対応について、産別内で何らかの検討を行いましたか。

（本部での検討、支部レベルでの検討のどちらでも構いません）

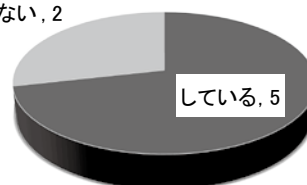
行っていない, 1



図表2 検討の結果、産別の対応方針、加盟組合への支援策など、何らかの方針・政策等を策定しましたか。

（東日本大震災以前から策定している場合は、「している」でお答えください）。

していない, 2



## 単組調査

### 11単組のうち9単組が対応を検討し、労使協議も実施

単組調査の結果を見ると、東日本大震災の発生以降、自然災害発生時の対応について組合内で何らかの検討・話し合いを「行った」ところは9組合で、2組合は「行っていない」とした（図表3）。

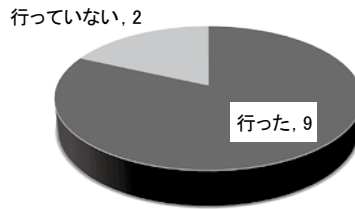
自然災害発生時の対応について、会社と協議を行ったかを尋ねると、「行った」が9組合で、「行っていない」が2組合となっている（図表4）。

### 東日本大震災直後にのみ労使協議した組合が最多

会社との協議を「行った」組合に対し、どれくらいの頻度で協議しているかを尋ねたところ、「東日本大震災の発生直後のみ行った」が4組合、「2～3年に1回程度行っている」が1組合、「1年に1回程度行っている」がゼロ、「半年に1回程度行っている」が1組合、「その他」が3組合となり、東日本大震災直後にのみ協議した組合が最も多い（図表5）。

さらに、協議を行う場を聞いたところ（複数回答）、「本部レベルでの労使協議会」を5組合、「支部レベルでの労使協議会」を2組合、「災害時への対応を専門とする会議」を4組合、「非公式な労使会議や話し合い、情報交換の場」を4組合、「その他」を1組合が挙げ、災害時の対応に関する専門的な会議を設置する労使も半数近くあった（図表6）。

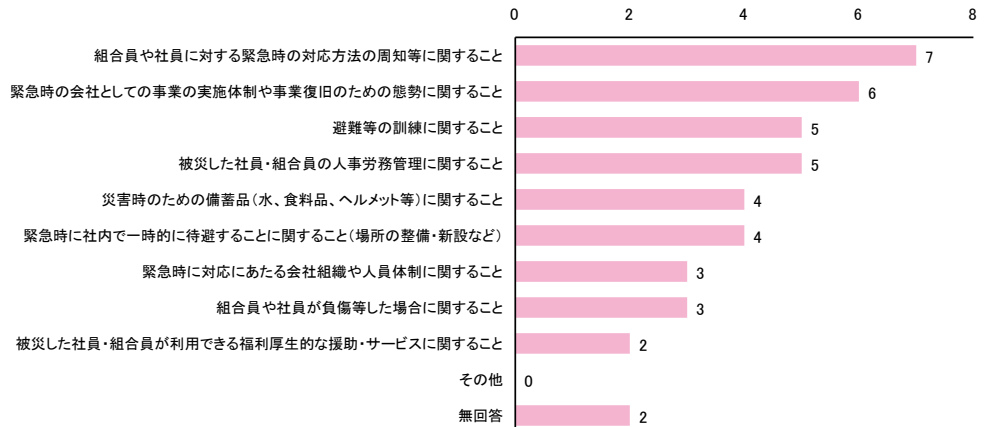
図表3 東日本大震災の発生以降、貴組合では、自然災害発生時の対応について、組合内で何らかの検討・話し合いを行いましたか。（本部での検討、支部レベルでの検討のどちらでも構いません）。



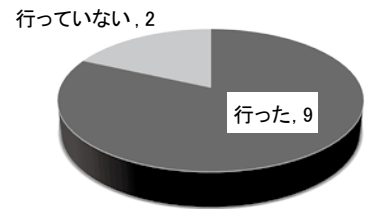
### 取り組みのトップは「緊急時の対応方法の社内周知」

自然災害への対応について組合内で検討したり、会社と協議した結果、新たに取り組むことになったり、内容の見直しを図ったものとしてどのような項目があるかを尋ねたところ（複数回答）、最も回答が多かったのは「組合員や社員に対する緊急時の対応方法の周知等に関すること」（7組合）で、次いで「緊急時の会社としての事業の実施体制や事業復旧のための態勢に関すること」（6組合）が多く、以下「避難等の訓練に関すること」及び「被災した社員・組合員の人事労務管理」

図表7 組合内での検討、また、会社と協議の結果、新たに取り組むことになったり、内容の見直しを図ったものとして、どのような項目がありますか（複数回答）。



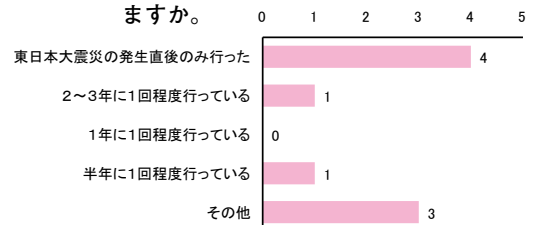
図表4 東日本大震災の発生以降、貴組合では、自然災害発生時の対応について、会社と協議を行いましたか。（本部レベルでの協議、支部レベルでの協議のどちらでも構いません）



に関すること」（それぞれ5組合）、「災害時のための備蓄品（水、食料品、ヘルメット等）に関すること」及び「緊急時に社内で一時的に待避することに関すること（場所の整備・新設など）」（それぞれ4組合）——などと続いた（図表7）。

（調査・解析部）

図表5 会社とはどれくらいの頻度で協議していますか。



図表6 協議を行う場として、当てはまるもの全てお選びください（複数回答）。

